

# 愛知総合工科高等学校附属中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての生徒に関わる問題である。すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合には直ちに対策を講じる。

また、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努める。

## 2 いじめ防止のための組織の概要

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

### ア いじめ・不登校対策委員会

#### (ア) 役割

- ・ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・ 「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・ 校内研修の企画と実施
- ・ いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

#### (イ) 指導体制

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

### イ 対応支援チーム

#### (ア) 役割

- ・ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・ いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・ いじめ事案発生時の初期対応

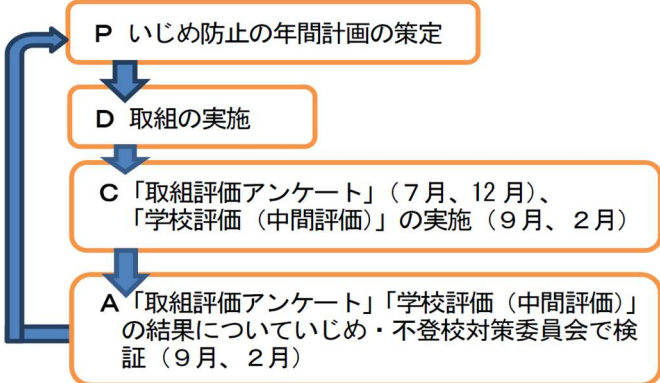
#### (イ) 指導体制

副校長、生徒指導主事、学年主任、教育相談係、養護教諭

※事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるように柔軟にチームを組んで対応する

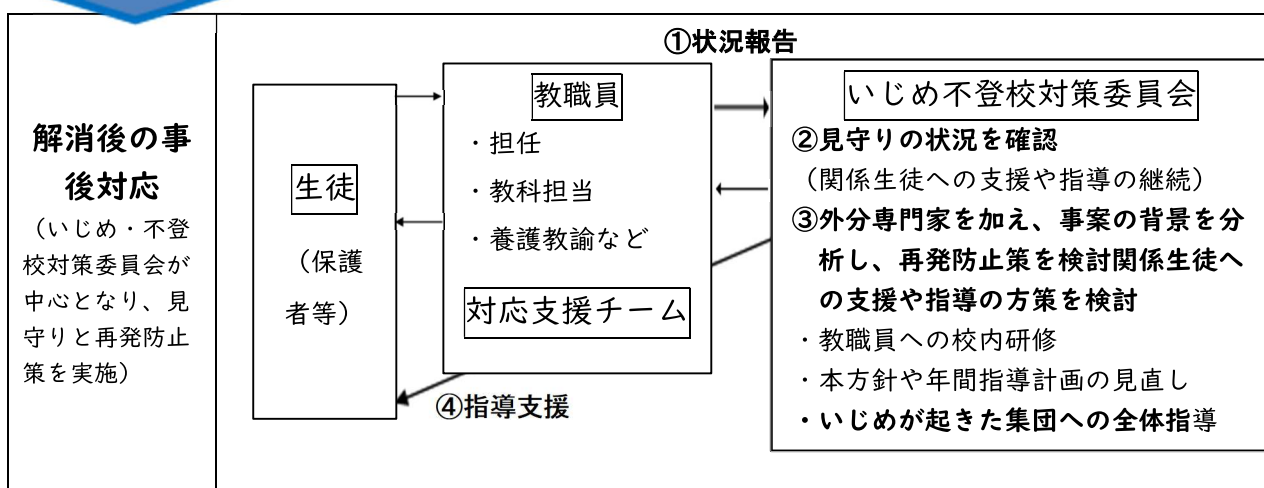
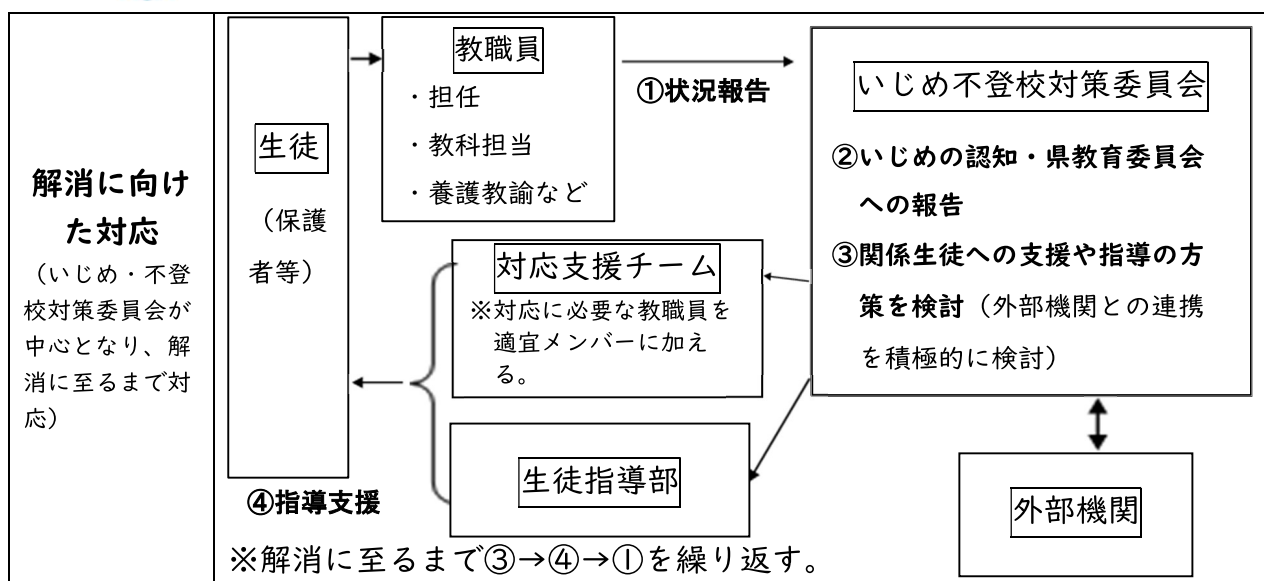
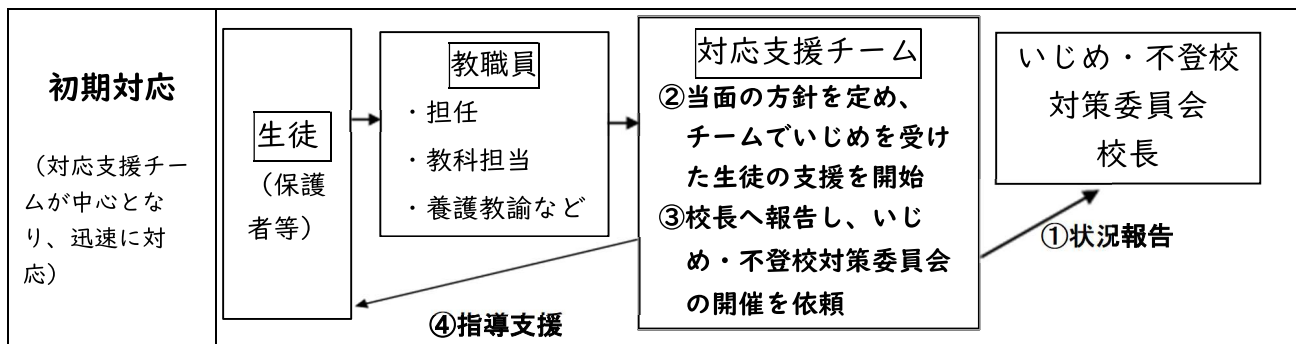
### 3 いじめ防止のための具体的な取組

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員に対して、校内研修を実施する。</li> <li>○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。</li> </ul>	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育や人権教育の充実を図る。</li> <li>○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。</li> <li>○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域と連携した体験活動の実施</li> <li>○学校評議員への学校行事公開</li> </ul>
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の生徒を大切にしたい、発達支持的な授業づくりに努める。</li> <li>○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。</li> <li>○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みを積極的に実施する。</li> </ul>	○保護者・地域への授業公開
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。</li> <li>○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中高連携</li> <li>○地域と連携した体験活動の実施</li> </ul>
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回
	ア アンケートを定期的実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎学期、アンケートを実施する。</li> <li>○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みの一助となるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者アンケートの実施</li> <li>○認知件数の公開</li> </ul>

	イ 教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。	○保護者面談で聞き取り実施
点検 検証 見直し	<p>各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。</p> <p>【PDCAサイクル図】</p>  <p>※「取組評価アンケート」は全教職員対象に実施する。</p>		○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

#### 4 いじめへの対処（事案発生時の対応）～いじめが起きたら～

##### ア 発見・通報を受けた際の対応



## イ いじめられた生徒・保護者への対応

- (ア) 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- (イ) 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- (ウ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- (エ) 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- (オ) 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- (カ) 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- (キ) いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (ク) インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

## ウ いじめた生徒・保護者への対応

- (ア) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- (イ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- (ウ) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- (エ) 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- (オ) 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- (カ) いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (キ) インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

## エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- (イ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- (ウ) いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- (エ) 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- (オ) インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

## 5 いじめの防止等に関する具体的な取組

### ア いじめの未然防止の取組

- (ア) 生徒どうしの関わりを大切にし、互いを認め共に成長できる学校・学級づくりを進める。
- (イ) 生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。特に、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、人を思いやる心の育成を図るとともに、社会性を身に付けさせる。
- (ウ) 情報モラル教育として、生徒がインターネットの正しい使い方やマナー等についての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。保護者説明会等で保護者の理解と協力を求め、家庭と連携して指導する。

### イ いじめの早期発見の取組

- (ア) いじめアンケートや教育相談を定期的実施することで情報収集を行う。
- (イ) 生徒の少しの変化や違和感に気づけるよう、日頃から生徒とのかかわりを大切にする。
- (ウ) 教師と生徒との温かい人間関係や、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- (エ) スクールカウンセラーやいじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、相談しやすい環境を整える。

### ウ いじめに対する対応

- (ア) いじめの疑いのある情報があった場合には、正確な事実の把握に努める。
- (イ) 「いじめ・不登校対策委員会」において情報を共有し、迅速に対応する。
- (ウ) まずは被害生徒の保護を最優先する。加害生徒には、いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導する。
- (エ) 必要に応じて警察等の外部の専門家と連携する。

### エ 重大事態への対応

- (ア) 重大事態の発生を認知した場合、事実関係を明確にし、直ちに教育委員会に報告する。
- (イ) 「いじめ・不登校対策委員会」において、事案に応じて適切な専門家の助言を受けながら対応する。
- (ウ) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供する。

### オ 学校の取組に対する検証と見直し

発生したいじめに対する取組について、「いじめ・不登校対策委員会」において反省点等を話し合い、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を再検討し、よりよい対応ができるように努める。